

令和2年8月臨時会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和2年度8月補正予算等関係 (臨時会関係))

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和 2 年 8 月臨時会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 2 号	令和 2 年度鳥取県一般会計補正予算(第 4 号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 健康政策課	1 2 4
	2 歳入歳出事項別明細書	/	5
	3 節の明細	/	8

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第 1 号	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例	健康政策課	9

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第 1 号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(7) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和 2 年 8 月 9 日専決)	医療・保険課	13

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,079,737	433,500	5,513,237	433,500				
健康政策課	10,669,864	4,613,821	15,283,685	4,613,821				
部計	57,976,655	5,047,321	63,023,976	5,047,321				
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金緊急貸付事業 ・(新)社会福祉施設クラスター対策等事業 ・医療環境整備等事業 								

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金緊急貸付事業	95,000	416,000	511,000	416,000				
トータルコスト	96,574	416,787	513,361	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人	補助金交付事務等、関係機関との調整				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

低所得者、離職者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行う生活福祉資金貸付事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への対象拡大に伴い、貸付件数が増加しているため、実施主体である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、貸付原資を増額するための補助を行う。（国庫補助10/10）

2 主な事業内容

(1) 補助金名

生活福祉資金貸付事業補助金

(2) 補助対象事業・補助対象経費

生活福祉資金貸付事業（新型コロナウイルスに係る特例貸付）に係る貸付原資

資金の種類	資金の内容
緊急小口資金	休業等により収入が減少した世帯に対する緊急かつ一時的な貸付
総合支援資金	収入の減少や失業等の状態にある世帯に対する生活費用の貸付

(3) 実施主体

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

3 これまでの取組状況、改善点

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、従来の低所得世帯への貸付に加え、新型コロナウイルスの影響を受けた休業等による収入の減少で、一時的な貸付が必要となった世帯にも対象を拡大（令和2年3月）するとともに、この特例貸付の受付期間を令和2年7月末から9月末に延長した。

【特例貸付決定状況（7月31日時点）】

- ・緊急小口資金 1,541件（貸付額254,810千円）
- ・総合支援資金 686件（貸付額367,737千円）

(参考) 貸付原資残額

- ・貸付原資額：890,000千円
- ・既貸付総額：622,547千円（7月31日時点）
- ・原資残額：267,453千円

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7142）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）社会福祉施設 クラスター対策等事業	0	17,500	17,500	17,500				
トータルコスト	0	18,287	18,287	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>全国的に社会福祉施設等においてクラスターが発生していることを踏まえ、社会福祉施設が行う、新型コロナウイルス感染症の大規模クラスターを防止するための設備整備を支援する。</p> <p>また、県内の救護施設の職員に対しての慰労金給付のほか、感染防止のために必要な経費を補助する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>（1）社会福祉施設におけるクラスター対策事業（13,000千円）〈県10/10〉</p> <p>社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症に係る大規模クラスターを防止するための設備整備に対して補助を行う。</p> <p>補助率：3/4（補助上限1,000千円／施設）</p> <p>対象：13施設（定員が100人以上の入所系施設）</p> <p>※県負担分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当</p> <p>（2）救護施設職員への慰労金給付事業（3,500千円）</p> <p>本県で新型コロナウイルス感染症患者の1例目が確認された日以降、救護施設で通算して10日以上勤務し（R2.4.10～R2.6.30までの期間）、かつ「利用者との接触を伴い」及び「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員に対し、1人につき5万円を給付する救護施設に対して補助する。</p> <p>補助率：10/10</p> <p>対象：県内2施設（計70人） 補助額：5万円／人</p> <p>（3）救護施設の事業継続支援等事業（1,000千円）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連して発生した、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助する。</p> <p>補助率：10/10（補助上限500千円／施設）</p> <p>対象：県内2施設</p> <p>（対象経費の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が感染防止のため必要とするマスクや消毒用アルコール等の購入費 ・他施設で感染者が発生した場合において、自施設から応援職員を派遣した際にかかる追加人件費 など <p>※救護施設とは、生活保護法に基づく施設で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。</p> <p>身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、それらの障がい重複してある人、アルコール依存症の人、ホームレスの人など、多様な人々が利用している。</p>								

令和2年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

4款 衛生費
1項 公衆衛生費
3目 予防費

健康政策課（内線：7153）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療環境整備等事業	9,393,695	4,613,821	14,007,516	4,613,821				
トータルコスト	9,396,056	4,614,608	14,010,664	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 新型コロナウイルス感染症対策の検査体制を強化するとともに、継続して医療提供できる体制を構築するため、医療機関の設備等整備に対する補助を行うなど、県内医療環境のさらなる充実を図る。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
細事業名	内 容						予算額	
【新規】新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備<国10/10>	新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するため、県が指定した新型コロナウイルス感染症重点医療機関が設備整備を行う場合に補助する。（超音波画像診断装置22台、血液浄化装置18台、気管支鏡13台、CT撮影装置等10台、生態情報モニタ142台、分娩監視装置5台、新生児モニタ31台）						892,060	
医療機関での検査機器整備<国10/10>	行政検査に抗原検査が追加されたことに伴い、PCR検査と並行して検査体制を強化するため、医療機関が抗原検査機やPCR検査機を導入する経費に対して補助する。（抗原検査機：4医療機関4台、PCR検査機：5医療機関5台）（6月補正において124,460千円計上） ・対象機関：入院協力医療機関、帰国者・接触者外来の医療機関等 ・対象設備：（新）抗原検査機 PCR検査機 上記の検査機と一体的に使用する国庫補助対象備品 ・補助上限額：1台当たり15,000千円						135,000	
医療機関の設備整備に対する補助<国10/10>	新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療や診察・検査等を行う入院協力医療機関や救急・周産期・小児医療機関が設備整備を行う場合に補助する。（人工呼吸器5台、簡易陰圧装置61台、フィルター付空気清浄機7台、フィルター付パーテーション39台、個人防護具、簡易ベッド1台、保育器4台等）（4月補正において224,205千円、6月補正において113,989千円計上）						224,673	
新型コロナウイルス入院病床確保（空床補償）<国10/10>	新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、短期間に集中して多くの入院患者が発生することが予測されることから、病棟単位で空床を確保する重点医療機関及び病床をあらかじめ確保する入院協力医療機関に対し、県の要請に応じて空床となる病床に応じて助成する。（4月補正において302,832千円計上） ・空床補償単価（円）						3,274,536	
				補正				
	区分	補正前	重点医療機関		左記以外			
	ICU	97,000	301,000		97,000			
	HCU	—	211,000		—			
	重・中等症用	41,000	—		41,000			
	その他	16,000	52,000		16,000			
医療従事者等感染拡大防止対策事業補助金<国10/10>	医療機関等に対して、新型コロナウイルス感染者を診察した医師や看護師等に感染が疑われる場合等に、一定期間待機できる宿泊施設等の確保に係る経費を補助する。（4月補正において5,000千円計上） ・補助率：10/10 ・補助上限額：1月当たり100千円/部屋						19,000	
新型コロナウイルス患者受け入れに伴う施設整備<県10/10>	医療機関が新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療や診察・検査等を行うにあたり、院内感染防止のため施設整備を行う場合に補助する。（6月補正において55,511千円計上） ・補助対象：4月以降に完了した施設整備 ※施設整備と一体的に整備する設備も含む。 ・補助上限額：基準単価×15㎡×対象病床数 ※県負担分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当						68,552	
	構造別	種別		基準単価（円）				
	鉄筋コンクリート	新築、増設		215,300				
		改築		210,700				
	ブロック	新築、増設		188,000				
		改築		183,200				
合 計							4,613,821	

令和2年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額				補正後	補正前	補正額
1	報酬	341,477		341,477	220,852		220,852	126,000		126,000
2	給料	1,635,414		1,635,414	1,174,734		1,174,734	376,222		376,222
3	職員手当等	933,723		933,723	674,759		674,759	194,514		194,514
4	共済費	592,910		592,910	422,040		422,040	137,442		137,442
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	69,383		69,383	46,745		46,745	21,290		21,290
8	旅費	59,747		59,747	36,892		36,892	24,939		24,939
	費用弁償	14,176		14,176	7,165		7,165	3,367		3,367
	普通旅費	22,715		22,715	13,699		13,699	6,686		6,686
	特別旅費	22,856		22,856	16,028		16,028	14,886		14,886
9	交際費	200		200	100		100	100		100
10	需用費	138,245		138,245	100,193		100,193	22,742		22,742
11	役務費	67,613		67,613	49,968		49,968	21,206		21,206
12	委託料	3,308,163		3,308,163	1,004,289		1,004,289	741,861		741,861
13	使用料及び賃借料	67,416		67,416	54,379		54,379	19,965		19,965
14	工事請負費	78,977		78,977	55,528		55,528			
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	12,687		12,687	11,241		11,241			
18	貸付金、補助及び交付金	36,695,367	433,500	37,128,867	29,559,250	433,500	29,992,750	28,891,256	433,500	29,324,756
19	扶助費	1,676,510		1,676,510	1,536,369		1,536,369	1,144,660		1,144,660
20	貸付金	24,380		24,380						
21	補償、補填及び賠償金									
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	1,248,502		1,248,502	1,045,954		1,045,954	1,042,945		1,042,945
25	寄附金	950		950	950		950	50		50
26	公課費	63		63	63		63			
27	繰出金	3,302,224		3,302,224	3,299,710		3,299,710	3,299,710		3,299,710
	予備費									
	計	50,253,951	433,500	50,687,451	39,294,016	433,500	39,727,516	36,064,902	433,500	36,498,402
財	国庫支出金	5,426,763	433,500	5,860,263	2,929,429	433,500	3,362,929	2,562,693	433,500	2,996,193
源	地方債	506,000		506,000	375,000		375,000	312,000		312,000
内	その他	2,140,138		2,140,138	2,022,171		2,022,171	1,363,530		1,363,530
訳	一般財源	42,181,050		42,181,050	33,967,416		33,967,416	31,826,679		31,826,679

令和2年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款項目 節	3款 民生費			4款 衛生費			4款 衛生費					
	うち福祉保健部						うち福祉保健部					
	1項 社会福祉費											
	1目 社会福祉総務費											
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後				
1 報酬	120,531		120,531	417,433		417,433	345,147		345,147			
2 給料	376,222		376,222	1,389,718		1,389,718	664,147		664,147			
3 職員手当等	194,514		194,514	825,011		825,011	447,830		447,830			
4 共済費	137,432		137,432	538,593		538,593	280,001		280,001			
5 災害補償費												
6 恩給及び退職年金												
7 報償費	11,250		11,250	54,734		54,734	41,547		41,547			
8 旅費	7,258		7,258	64,059		64,059	31,839		31,839			
費用弁償	2,738		2,738	10,426		10,426	4,149		4,149			
普通旅費	1,446		1,446	29,251		29,251	11,764		11,764			
特別旅費	3,074		3,074	24,382		24,382	15,926		15,926			
9 交際費	100		100	100		100						
10 需用費	11,063		11,063	854,290		854,290	675,314		675,314			
11 役務費	6,815		6,815	94,494		94,494	64,074		64,074			
12 委託料	209,048		209,048	1,206,616	6,000	1,212,616	515,113		515,113			
13 使用料及び賃借料	3,901		3,901	305,554	5,000	310,554	29,489		29,489			
14 工事請負費				752,324		752,324	28,068		28,068			
15 原材料費												
16 公有財産購入費												
17 備品購入費				85,960		85,960	58,434		58,434			
18 貸付金、補助及び交付金	616,815	433,500	1,050,315	13,709,395	4,915,821	18,625,216	12,936,225	4,613,821	17,550,046			
19 扶助費	2,383		2,383	1,190,059		1,190,059	988,499		988,499			
20 貸付金				993,881		993,881	970,186		970,186			
21 補償、補填及び賠償金				4,705		4,705						
22 償還金、利子及び割引料												
23 投資及び出資金												
24 積立金				464,745		464,745	456,779		456,779			
25 寄附金				55,088		55,088	36,900		36,900			
26 公課費				47		47	47		47			
27 繰出金												
予備費												
計	1,697,332	433,500	2,130,832	23,006,806	4,926,821	27,933,627	18,569,639	4,613,821	23,183,460			
財源												
国庫支出金	289,335	433,500	722,835	11,337,199	4,926,821	16,264,020	9,994,686	4,613,821	14,608,507			
地方債				401,000		401,000	30,000		30,000			
その他	155,717		155,717	1,047,203		1,047,203	817,876		817,876			
一般財源	1,252,280		1,252,280	10,221,404		10,221,404	7,727,077		7,727,077			

令和2年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書

(単位：千円)

款項目 節							福祉保健部 合計			
	1項 公衆衛生費									
				3目 予防費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	25,865		25,865	646		646	565,999		565,999	
2 給料	126,687		126,687				1,838,881		1,838,881	
3 職員手当等	68,103		68,103				1,122,589		1,122,589	
4 共済費	45,431		45,431				702,041		702,041	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	17,096		17,096	9,001		9,001	88,292		88,292	
8 旅費	12,408		12,408	3,777		3,777	68,731		68,731	
費用弁償	1,379		1,379	172		172	11,314		11,314	
普通旅費	3,854		3,854	1,782		1,782	25,463		25,463	
特別旅費	7,175		7,175	1,823		1,823	31,954		31,954	
9 交際費							100		100	
10 需用費	641,926		641,926	631,093		631,093	775,507		775,507	
11 役務費	13,329		13,329	8,274		8,274	114,042		114,042	
12 委託料	294,967		294,967	67,400		67,400	1,519,402		1,519,402	
13 使用料及び賃借料	6,739		6,739	2,853		2,853	83,868		83,868	
14 工事請負費							83,596		83,596	
15 原材料費										
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	56,786		56,786	56,786		56,786	69,675		69,675	
18 貸付金、補助及び交付金	8,843,309	4,613,821	13,457,130	8,701,768	4,613,821	13,315,589	42,495,475	5,047,321	47,542,796	
19 扶助費	988,379		988,379	70,197		70,197	2,524,868		2,524,868	
20 貸付金							970,186		970,186	
21 補償、補填及び賠償金										
22 償還金、利子及び割引料							113,000		113,000	
23 投資及び出資金										
24 積立金							1,502,733		1,502,733	
25 寄附金							37,850		37,850	
26 公課費							110		110	
27 繰出金							3,299,710		3,299,710	
予備費										
計	11,141,025	4,613,821	15,754,846	9,551,795	4,613,821	14,165,616	57,976,655	5,047,321	63,023,976	
財源										
内	国庫支出金	9,012,460	4,613,821	13,626,281	8,334,528	4,613,821	12,948,349	12,924,115	5,047,321	17,971,436
源	地方債							405,000		405,000
内	その他	53,637		53,637	46,865		46,865	2,840,047		2,840,047
訳	一般財源	2,074,928		2,074,928	1,170,402		1,170,402	41,807,493		41,807,493

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	生活福祉資金貸付事業補助金	416,000
	社会福祉施設クラスター対策等事業補助金	13,000
	救護施設支援事業補助金	4,500
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
3 目 予防費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県新型コロナウイルス感染症医療体制充実等補助金	1,320,285
	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金	3,274,536
	医療従事者等感染拡大防止対策事業補助金	19,000

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 新型コロナウイルス感染症の感染が主としてクラスターの発生を契機として爆発的に拡大するおそれがあることに鑑み、クラスター発生という公衆衛生上緊急の対応を要する危険に機動的に対処し、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るとともに、患者、医療従事者等を応援するなど県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組むこととし、もって新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護し、県民の生活を守ることを目的とする。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 県、市町村、県民及び事業者は、クラスター（不特定又は多数の者が立ち入り又はとどまる施設又は催物において生じた 5 人以上の患者集団）の発生予防、発生した場合の対策等について実施・協力等を行うものとする。</p> <p>(2) クラスター発生という具体的な危険に対応するため、以下のクラスター発生時の措置等について規定する。</p> <p>ア 施設の設置者、所有者、管理者、催物開催者等（以下「施設使用者」という。）は、自ら施設の使用を停止し、感染拡大防止対策を講ずるものとする。</p> <p>イ 知事は、まん延防止のために必要があると認めるときは、施設名等必要な事項を公表するものとする（施設の従業者、利用者等の全てに直ちに個別に連絡を行った場合を除く。）。</p> <p>ウ 施設使用者が自ら施設の使用停止その他の対策を講じない場合は、知事は施設を閉鎖し、感染防止対策を講ずることを指示することができるものとする。</p> <p>(3) クラスターが発生したことにより、施設の全部または一部の使用を停止した場合において、クラスターが施設使用者等以外の者の故意により発生したものである場合又は施設使用者等がクラスターを防止するための十分な措置を講じていたにもかかわらずクラスターが発生したものと知事が認めるときは、県は協力金を給付できるものとする。</p> <p>(4) 県民、事業者、県及び市町村は、患者、その家族、医療従事者等を応援するなど相互に連携、協力し、一丸となってまん延防止を図るものとする。また何人も、新型コロナウイルス感染症に感染していること等を理由として、誹謗中傷等をしてはならない。県は誹謗中傷等が行われないようにするため、正しい知識の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 施行期日等</p> <p>ア 令和 2 年 9 月 1 日とする。 ただし、(4)については、公布の日とする。</p> <p>イ 新型コロナウイルスに対する限定的な措置であり、新型コロナウイルス対策終了時にその効力を失う。</p>

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症の感染が主としてクラスターの発生を契機として爆発的に拡大するおそれがあることに鑑み、感染拡大の危険性を著しく増大させるクラスターの発生という公衆衛生上緊急の対応を要する危険に機動的に対処し、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の患者及びその治療、対応等に携わる者等を応援するなど県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組むこととし、もって新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護し、県民の生活を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別措置法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 積極的疫学調査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第15条第1項の規定による調査をいう。
- (3) クラスター 不特定又は多数の者が立ち入り、又はとどまる施設又は催物において新型コロナウイルス感染症の患者（感染症予防法第6条第11項に規定する無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）が複数生じた場合における患者の集団であって、その人数が5名以上であるものをいう。
- (4) 特定施設 病院その他の医療施設、老人福祉施設その他の社会福祉施設及び学校その他の教育施設並びに行政機関、公共交通機関、金融機関その他の県民が日常生活及び社会生活を営むに当たってその事業を継続することが必要不可欠となる施設をいう。

(県の責務)

第3条 県は、鳥取市保健所を設置する鳥取市と協力して、クラスターの発生の予防及び新型コロナウイルス感染症の感染予防に関する情報の提供、研修の機会の確保その他のクラスターの発生及び感染拡大を防止するために必要な啓発活動を行うとともに、クラスターの発生の予防をはじめとする新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策（以下単に「クラスター対策」という。）に取り組む事業者に対し必要な支援を行うものとする。

2 県は、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合には、積極的疫学調査を行うとともに、クラスターの発生及び感染拡大の防止をはじめとする新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための必要な対策（クラスターが発生した施設の利用者又は当該施設を使用して開催された催物の参加者に対して新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため必要な情報を通知する情報システムの普及を含む。）を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、県、県民及び事業者と協力して、クラスターの発生の予防に関する情報の提供、クラスター対策に取り組む事業者への支援及びクラスターが発生した場合における感染の拡大の防止に努めるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第5条 県民（県内に滞在する者を含む。以下同じ。）は、自ら新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めるとともに、クラスター対策及びクラスターが発生した場合における感染の拡大の防止のための対策に協力するものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに際しては、従業者、顧客その他の事業活動に関わる者が新型コロナウイルス感染症の感染予防を行うための対策及びクラスター対策を適切に講ずるとともに、クラスターが発生した施設又は催物の従業者、利用者又は参加者への連絡その他のクラスターの発生の防止又はクラスターが発生した場合における感染の拡大の防止のための対策に協力するものとする。

3 県民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を行うための対策及びクラスター対策を十分に実施している県内の事業者であって、新型コロナウイルス感染症の流行による売上の減少その他これに類する事実が生じたものに対して、その商品又はサービスを積極的に購入し、又は利用するなどして、その事業活動を応援するよう努めるものとする。

(まん延防止のための措置)

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその

利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、当該施設の全部又は一部の使用を停止し、全ての従業者、利用者又は参加者に周知するとともに、当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

3 第1項の規定により施設の全部又は一部の使用を停止した場合において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者の他にクラスターの発生の原因について責めに任ずべき者がいるとき（クラスターが当該者の故意により生じたものである場合に限る。）又は施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者がクラスターの発生を防止するための十分な措置を講じていたにもかかわらずクラスターが発生したものと知事が認めるときは、県は、当該施設使用者に対し協力金を給付することができる。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

2 前項本文の公表は、クラスターが発生した施設又は催物を県民が容易に知ることができるよう、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

3 第1項の規定による公表に当たっては、従業者、利用者又は参加者の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報を公にし、又は公益若しくは施設使用者の事業を不当に害してはならない。

（必要な措置の指示）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による措置をとらないとき（措置の内容が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する上で十分でないときを含む。）は、当該設置者等に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部を閉鎖すること、及び新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を講ずることを指示することができる。

2 前項の指示を受けた者は、当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を十分に講じたときは、その旨を知事に申し立てることができる。

3 知事は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てに係る対策が適切であると認めるときは、第1項の規定による指示を解除するものとする。

（聴聞の特例）

第9条 知事は、前条第1項の規定による指示をしようとするときは、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。この場合において、行政手続条例第15条第1項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「直ちに」とする。

（必要な最小限度の措置）

第10条 第7条第1項の規定による公表及び第8条第1項の規定による指示は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

（県民等一丸となった新型コロナウイルス感染症への対応）

第11条 県民、事業者、県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族並びに医療機関に勤務する者をはじめとする新型コロナウイルス感染症の治療、対応等に携わる者を応援するなど、相互に連携を図りながら協力し、一丸となって新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るものとする。

2 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染していること又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス

ス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動をしてはならない。

- 3 県は、前項に規定する誹謗中傷、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動が行われないようにするため、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日限り、その効力を失う。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (令和2年8月9日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の規定中引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の条項を改める。 (2) 施行期日は、令和2年9月1日とする。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) <u>第14条第7項(同条第13項において準用する場合を含む。)</u> の規定による調査の申請の受理及び知事への送付 (8) <u>第14条第13項</u> の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付 (9) <u>第14条第14項</u> の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (10)～(45) 略	鳥取市	8の33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略 (7) <u>第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)</u> の規定による調査の申請の受理及び知事への送付 (8) <u>第14条第9項</u> の規定による製造販売の変更の承認の申請の受理及び知事への送付 (9) <u>第14条第10項</u> の規定による製造販売の軽微な変更の届出の受理及び知事への送付 (10)～(45) 略	鳥取市
略		略	

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(58) 略 (58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第7項(同条第13項において準用する</u>	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(58) 略 (58の2) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法 <u>第14条第6項(同条第9項において準用する</u>

場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第13項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第7項の期間を経過することの調査 (1)～(7) 略	

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア～オ 略
(59の2)～(328) 略

2 略

場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理の方法の調査 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 医薬品医療機器等法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするときの調査 (1)～(7) 略	略
2 医薬品医療機器等法第14条第6項の期間を経過することの調査 (1)～(7) 略	

(59) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により処理することとされている医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
ア～オ 略
(59の2)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、令和2年9月1日から施行する。